

Ha
河

Se
世

Hun
憲

学位の種類	博士(法学)
学位記番号	法博第32号
学位授与年月日	平成9年10月22日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	東北大学大学院法学研究科 (博士課程後期3年の課程)政治学専攻
学位論文題目	戦後日本の国会委員会制度の変形と定着
論文審査委員	(主査) 教授 川人貞史 助教授 牧原 出

論文内容の要旨

戦後の常任委員会制度は立法過程において中心的役割を果たすことが期待されたにもかかわらず、なぜ、1955年以降、実質審議の中心舞台が、委員会から与党政策機関へと移動したのか、この問題に対して、本論文は、日本の議院内閣制の特質や自社二党の55年体制形成に原因を求める従来の説明を補完するものとして、55年の国会法改正およびその前後における国会運営の諸慣行の成立に注目する。そして、それらが議員の行動を制約し政治過程の変化をもたらす重要な役割を果たしたのではないかと仮説を立て、その実証的検証を試みようとしている(第1章 問題の所在)。

日本国憲法と国会法によって、帝国議会の本会議中心主義に代えて専門分野別の常任委員会制度が導入された。その結果、1947年から54年までの期間において本会議審議時間は急激に減少し、委員会審議時間は増加した。委員会においては委員派遣調査、証人喚問、公聴会、連合審査会などが頻繁に活用された。50年代前半には議員立法の数が急激に増加し、内閣提出法案に対する修正も多かった。また、委員会審議における議員の発言の比率は、50%を超えていた。しかし、委員会制度の問題点として、各省庁や特定地域・団体との癒着、政党による統括困難などが指摘された(第2章 戦後における新委員会制度の導入と初期運営)。

1955年の第5次国会法改正により、委員会の整理縮小、議員の発議権の制限を始めとする大幅な制度変更が行われた。また、委員会定例日の復活、予算委員会の総括質疑の制度化と全閣僚出

席の慣行などが生じた（第3章 新委員会制度の変更）。

制度変更の結果、55年以降において、議員立法の多くは政党を経由したものとなり、その総数は減少した。委員会出席率は上昇し、特に採決のある日に高くなる現象が見られ、政党による委員の動員が行われるようになったことが推測される。各委員会の理事を網羅した国会対策委員会の役割が増大してきた。常任委員会の開催数、審議時間とも、55年以降は減少傾向にあり、連合審査会、公聴会、小委員会などが活用される度合いも低下した。委員会における議員の発言比率が減少し、政府委員のそれが増大した（第4章 制度変更後の委員会と議員）。

他方で、自民党内において政務調査会部会の活動量が急激に増加し、政調審議会の開催数は徐々に減少した。また、政調会特別委員会の数が増加した。国会委員会における与党議員の発言量は野党議員に比べて減少した。自民党議員の国会委員会への継続的所属は、政調会部会への継続的所属と比較すると、高くなかった。自民党議員は部会への所属を重視し、それを通じて特定の専門政策分野における知識と能力を蓄積した（第5章 自民党政務調査会と専門性獲得の制度化）。

まとめとして、国会法および諸慣行の成立が立法審議の中心を委員会から与党内部へと移動させたプロセスが要約され、今後の課題が示される（第6章 結論）。

論文審査結果の要旨

本論文は、戦後国会の委員会制度を長期的に分析し、その運営の変化を実証的に説明しようとする意欲的な労作である。従来、国会研究は、各院の本会議録、委員会会議録、公報、先例集など膨大な資料をいかに扱うか困難をきわめるため、あまり進んでいない。この状況下で、本論文は、上記の資料を渉猟して、国会に関するさまざまな統計的指標をみずからの手で作成し、数量的に国会運営の動態と変化を実証しようとした点で、希有のものであり、また、分析結果の中には学界に対するオリジナルな貢献も多く含まれている。制度が政治的アクターに対して制約条件として機能し、特定の政治結果をもたらすという観点は、近年の学界で注目されている新制度論的アプローチをいち早く取り入れた研究であることを示している。大量のデータを詳細に分析した数々の図表は、全体として国会運営の長期的変化を実証的に示すことに成功しているといえよう。

他方、本来の委員会審議、あるいは実質審議といった客観的測定になじまない概念を含む命題を、数量的分析によって示すことには問題とすべき点も見られる。また、制度変化と国会運営の変化の因果関係の実証は、必ずしも完全に成功しているとは言い切れない面もある。しかし、外国人研究者であるにもかかわらず、これだけの研究成果を達成したことで、本論文はすでに十分な学問的意義を有し、将来の研究の展開への期待をもうらづけるものである。